

京都市告示第 40 号

京都市市街地景観整備条例（以下「条例」という。）第 31 条第 1 項の規定により、先斗町界わい景観整備地区内における界わい景観建造物を指定しましたので、同条第 2 項の規定において準用する条例第 24 条第 2 項の規定により次のとおり告示します。

なお、関係図書を閲覧に供します。

平成 27 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

1 建造物の名称及び所在地

番号	建造物の名称	建造物の所在地
1	先斗町歌舞練場	中京区石屋町 125 番地の 1, 127 番地の 1, 128 番地の 1, 129 番地の 3, 129 番地の 4 中京区橋下町 130 番地, 130 番地の 1, 131 番地, 131 番地の 1, 132 番地, 132 番地の 2
2	茜屋純心軒	中京区橋下町 136 番地
3	先斗町禊川	中京区若松町 137 番地の 6, 137 番地の 8
4	花心亭みのこう	中京区材木町 188 番地の 6, 188 番地の 8
5	みます屋 I T A L I A N O	中京区若松町 140 番地の 2
6	天下一品先斗町味がさ ね	中京区若松町 141 番地の 4

2 関係図書の閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

(都市計画局都市景観部景観政策課)